



令和元年 7月3日(水)
(2019年)

No. 14963 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆成長戦略に必要な経営理論《知財版》64… (1)

☆知的財産研修会(意匠の意見書作成の実務) (8)

成長戦略に必要な経営理論《知財版》64

知財と格差

(その4:格差を作るのも知財 格差を埋めるのも知財)

正林国際特許商標事務所

所長弁理士 正林 真之

1. はじめに

ー “リソースベースド・ビュー”の功罪ー
とある不動産屋のキャッチフレーズが下記のようなものである。

どこに住むか、より

どこなら住めるか、から

考えていないだろうか。

言われてみれば、確かにハッとする。そんな感じのフレーズである。そう、たいていの人は、自分の家を買うときにはまず、「どこに住むのか」という意志よりも先に、自らの資産を計算して「どこなら住めるのか」ということから発想を展開していくのが普通である。そう、自らの嗜好よりも先に、自らの資産や能力でその方向性を決めてしまうのである。そしてそれは、知的レベルの高い人ほどそのように



知的財産ビジネス支援の専門職集団

特許業務法人

太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士(工学) 中島 淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志(副所長)
清江 史郎*
堀江 千鶴*
坂手 英成*
針間 淳一*
永高 尚子*
河野 元浩*
内田 英男*
中村 明和*
村口 優子*
江崎 敏範*
上野 正博*
片倉 孝治*
本村 直樹*
加藤 雅嗣

大塚 映美*
横山 達也*
山田 秀行*
佐伯 理規*
石田 広規*
三島 博智*
長谷川 夏英*
谷川 道洋*
黒田 博英*
北口 慎一*
中島 直仁*
佐野 愛将*
村野 晴晴*
鈴木 崇太郎*
福尾 義之*
尾島 都子*
眞田 郁基*
飯田 佑基

【電気電子担当弁理士】
加藤 和詳(副所長)
百瀬 尚幸*
美濃 好美*
佐久間 好美*
小早川 治郎*
山口 真紀*
大古 奈奈*
大松 崎明*
島山 和幸*
小林 宏明*
田中 達也*
橋原 庄一*
藤原 太郎*
舞田 健正*
藤田 正規

後藤 裕一*
八田 進高*
眞人 高志*
小西 直人*
【化学材料担当弁理士】
下田 津子*
小林 美貴*
設楽 修一*
西山 貴介*
山瀬 貴介*
長野 貴介*
前嶋 恒夫*
有村 昌大*
宮崎 和貴*
松村 智史*
立花 宏紀*
喜美江 あい*
小倉 小倉

上條 由紀子*
【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂*
渡邊 裕子*
中川 彰子*
村尾 招子*
桐澤 優子*
宮澤 優子*
森崎 さな*
土井 知愛*
【商標意匠担当弁理士】
関島 徹也*
関島 昌子*
植熊 美智子*
高橋 史保*
野崎 彩子*
堀 敬香

【米国特許弁理士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング

【中国弁理士】
董林 昭
雅倩

【韓国弁理士】
金 峻河

【弁理士】
中野 浩和

*特定侵害訴訟代理業務付記

東京本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話: (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ: (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ: 横浜市 USオフィス: 米国バージニア州

する傾向がある。また、いわゆる「大人」と言われている人は、そのようにすることこそが、いわゆる「大人の判断」、すなわち理性的な判断であると、そう思っていたりするのである。

むろん、その考え方自体が悪いわけではない。むしろ、正しいのだ。そう、子供というのは、あとさきのことを考えない。なりふり構わず、好きなことをしたりするものだ。それに対して、大人というのは、あとのことを考える。例えば、「金魚すくい」ですくった金魚も、「あとさきを考えない子供」というのは、家に持ち帰って飼いたいと言う。それに対して、「あとのことを考える大人」というのは、どうせすぐに死んでしまうのだからといって、家に持ち帰らないことを勧める。

あとさきのことを考えないというのは、子供の特権なのである。そしてその一方で、その特権が無いとされているのが大人である。そしてこれについては、経営戦略のほうでも、それを是とするものがある。そう、今までに何度か出てきたVRIO理論である¹。

このVRIO理論によれば、経営資源が全てである。すなわち、その組織が持っているリソースによって、取れる戦略が異なるというものである。そしてまた、規模の大きなことをしようと思うのであれば、それだけ多くのリソースを持たねばならない、ということになる。逆の意味で極端に言えば、組織がしっかりとせねば、何をしたとしても徒労に終わるというものである。

そしてまた、このVRIO理論によれば、前述のような「どこに住むのか」という意志よりも先に、自らの資産を計算して「どこなら住めるのか」ということから発想を展開していくほうが正しいということになる。しかし、本当にこれでよいのだろうか。

2. 一特許事務所1.0ー

「平成から令和に時代が変わっても、弁理士のコア業務は変わらない」というようなことを、弁理士会の機関誌である「パテント」の冒頭の「今月の言葉」のところで、担当副会長が述べている。これを見て、多くの伝統的な弁理士は、「そうだ、そうだ」と大賛同し、多くの若手弁理士は、大きく絶望することとなった。「これじゃあ、古臭い弁理士業界は、

いつまでたっても変わらない」、それが正直なところであろう。

ところが、保守派というのは、恐ろしい。彼らは決して自分たちが保守派だとは思ってもいないし、革新派を妨害しているなどとは、少しも思っていない。ただ単に、自分たちが正しいと思っていることを忠実にやっているだけなのだ。これに関して言うと、例えば今年度に入って、弁理士会の支部名称が「会」となった。例えば、かつての「関東支部」は「関東会」となった²。

ただ、そこに至るまでには何かと紆余曲折があったものの、その効果のほうは、絶大であったという。元々、支部名称変更の話が出たときには、そんなことをしても効果が無い、ましてや、関連する規則の改定や看板の架け替え等の労力と費用をかけるのに見合わないといったような声も多く、必要と思われることを行うことに対する抵抗のほうが多かったのである。誠に恥ずかしながら、この私も、その反対派の中の一人であった。

けれども、実際にはかなりの効果があったようである。したがって、一見して何の効果も無い、そしてまた、現時点であえてそのようなことをする必要が見込めないようなこと(支部名称を「会」に変更すること)は、実は、かなりの先見性を持った妙案であったのである。その状況では、「そんなもの効果が無い」と言っていた方が、むしろ保守派であって、革新的な考えを妨害していただけだったのである。しかしながら、私を含め、それに強く反対していた者たちは、自分たちが革新的なアイデアを妨害する保守派(=改革を妨害する諸悪の根源)だとは、少しも思っていなかったのである。むしろ自分達のほうが正しく、支部名称を「会」に変更しようとする方々のことを、弁理士会の正常な状態を乱すともない連中だと、そう思っていた。そうして、弁理士会のためを思って、心の底から反対していたのである。

支部名称を「会」に変更しようとしていた方々も、それはそれで、「弁理士会のため」と思って行動をしていた³。そうしてお互いに、「弁理士会のため」を思って争っていたわけである。

ここで話を元に戻すと、「弁理士というのは、いったい何を業務にすべきなのか」ということについて、